

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

基本目標4 非行・被害防止

基本方策⑪ 非行・犯罪防止と立ち直り支援

【現状と課題】

本県における令和3年に検挙された万引・自転車盗等の刑法犯少年の総数は、702人で、ピークであった平成16年(7,075人)と比較すると10分の1以下となっていますが、再犯者数は226人で、再犯者率は32.2%と高水準で推移しています。

また、「電話 de 詐欺³⁵」等の特殊詐欺で22人の少年が検挙されており、依然として「受け子」等として犯罪に加担している状況が見受けられます。

不良行為により補導された少年は14,099人で、行為別では喫煙・深夜はいかいが全体の約6割を占めており、年齢別では16～18歳の年齢層で全体の約6割を占めています。

少年による非行・犯罪を防止するためには、少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、青少年補導員³⁶などの地域ボランティア・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組の更なる強化が求められます。

また、事件などに関わった少年や、問題を抱え非行に走る可能性がある少年と共に社会奉仕・体験活動等を実施し、再非行防止に取り組むことが必要です。

近年、麻薬や覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用が大きな社会問題となっており、特に10代や20代の若年層において、大麻の乱用が深刻な問題となっていることから、子ども・若者に対する薬物乱用防止の一層の広報啓発が重要です。

◎関連指標

項目	現状(基準年)	目標(R9)
スクール・サポーターが訪問した中学校の割合	100% (令和4年度)	100%

³⁵ 電話 de 詐欺：振り込め詐欺などの「特殊詐欺」という犯罪を分かりやすく表現するため、千葉県警察が県民に募集して、選んだ広報用の名称。

³⁶ 青少年補導員：青少年の非行防止を目的に設置されたボランティアで、県下17市において、合計2,107人(令和4年5月1日現在)が委嘱されており、区域内の盛り場、駅、公園、映画館等を巡回し、補導活動を行い、子どもの見守り活動、有害情報の浄化活動等に取り組んでいる。

【主な施策の方向性】

(1) 非行・犯罪防止活動の推進（健康福祉指導課、県民生活課、警察本部少年課）

- ・ 青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロール³⁷を実施するほか、広報・啓発活動を推進します。
- ・ 青少年補導センターにおける青少年補導員活動や、少年警察ボランティア活動を支援するなどにより、街頭補導活動を推進します。
- ・ チラシやSNS等を活用して、児童生徒及びその保護者への注意喚起や相談窓口の周知を行います。
- ・ 学校と警察の連携を図り、また、要請に基づく学校への警察職員の派遣を行います。
- ・ 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生についての啓発運動に取り組みます。

(2) 立ち直り支援（警察本部少年課）

- ・ 非行を犯した少年の立ち直りを支援するため、ボランティア活動等を通じた支援や居場所づくりを行います。

(3) 薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）（薬務課、教育庁児童生徒安全課、教育庁保健体育課、警察本部少年課）

- ・ 学校・家庭・地域等が一体となった薬物乱用防止教育及び啓発活動を行うとともに、教育相談に応じます。
- ・ 「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」³⁸に基づき、危険ドラッグを含む薬物乱用防止対策の強化を図ります。

³⁷ 県下一斉合同パトロール：夏の青少年を健全に育てる運動期間（7月15日から8月31日）に、青少年補導員等が中心となって、県内各地において、街頭補導活動や青少年の非行防止に係る啓発活動。

³⁸ 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例：平成27年4月1日に施行された、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、薬物の濫用の防止に関する県と県民の責務、基本的施策及び規制を規定した条例。知事が「知事指定薬物」と指定した危険ドラッグの製造、販売、使用、所持等が禁止され、違反した場合は罰則が科される。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年補導センター事業	<p>青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。</p> <p>また、青少年補導（委）員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修や情報交換等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	<p>少年の再犯防止策として、過去に警察の取り扱った非行少年のうち、保護者の同意を得た少年に対し、個々の少年の状況に応じた指導・助言を始め、社会奉仕・体験活動を行うなど、少年に手を差し伸べる「出前型」の立ち直り支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部少年課）</p>
薬物乱用防止対策事業	<p>関係団体等と連携し、対象者や目的に合わせ SNS や各種メディア、街頭啓発、リーフレット等の資材を活用し、啓発活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">（薬務課）</p>

第1章

第2章

第3章

Iの柱

IIの柱

IIIの柱

IVの柱

第4章

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

基本目標 4 非行・被害防止

基本方策⑫ 虐待・犯罪等の被害防止

【現状と課題】

本県の児童相談所（千葉市含む）における令和3年度の児童虐待相談対応件数は11,870件で、5年前に比べて約1.5倍と増加の一途をたどっています。児童虐待は、社会全体で早急に解決しなければならない重要な課題です。

子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を地域や社会全体で守っていくためには、虐待の未然防止、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

全ての子どもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとで生活のできない子どもに対しては、その子どもの最善の利益のため、社会全体で子どもを育てていく必要があります。国の「新たな社会的養育ビジョン」において、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でない子どもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親³⁹やファミリーホーム⁴⁰で養育を行うこととし、里親への委託をより一層推進するとともに、施設に関しても、小規模化、高機能化、多機能化などによる「できる限り良好な家庭的環境」の実現が求められています。

また、インターネット上に氾濫する児童ポルノ事犯を始め、少年の福祉を害する犯罪⁴¹が後を絶ちません。本県の令和3年の福祉犯検挙件数は339件で、依然として高い水準で推移しており、特に児童ポルノ事犯の検挙件数は126件と、近年、増加傾向にあります。性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要です。

そのためには、子どもたちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）、とのメッセージを、強力に発信し続けることが重要です。

³⁹ 里親：親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

⁴⁰ ファミリーホーム：厚生労働省が定めた第二種福祉事業で「小規模住居型児童養育事業」を行う住居。家庭環境を失った子どもたちを経験豊かな養育者の家庭に5～6人迎え入れ、子ども同士の相互交流を通じて基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的とする。

⁴¹ 少年の福祉を害する犯罪：少年の心身に有害な影響を与える犯罪のことをいい、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為等）等がある。

また、こうした性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談窓口等の周知や支援についても強化する必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
里親等委託率	31.5% (R3年度)	37.9%

【主な施策の方向性】

（１）児童虐待防止対策（児童家庭課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童の適切な保護及び自立支援までの各段階において、切れ目のない総合的な支援を行う体制整備を図ります。
- ・ 児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークが重要であることから、県内市町村の「要保護児童対策地域協議会」⁴²の機能向上や設置を促進します。
- ・ 児童家庭支援センター⁴³の設置を促進するとともに、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携した支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

（２）社会的養護が必要な子どもへの支援の充実（児童家庭課）

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちの里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、児童養護施設等について、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化や地域分散化など必要な整備を図ります。
- ・ 子どもたちが一般の家庭と同じスタートラインに立って社会に自立していけるような体制づくりを進めます。

⁴² 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、要支援児童等を早期に見し、適切な支援を行うために、市町村、児童相談所、医療機関、警察、学校・教育委員会などの関係機関により構成され、設置するもの。3層構造を基本とし、定期開催の代表者会議や実務者会議のほかに、個別支援会議があり、構成機関が必要に応じて個別ケースの情報共有や支援内容の協議を行うために開催する。

⁴³ 児童家庭支援センター：地域の子どもの家庭に関する相談支援を行う児童福祉法に基づく施設。地域生活が困難な状況に置かれているケースなど、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、地域ネットワークと連携しながら環境調整を図り、家庭の安定を支援する。

(3) 少年の福祉を害する犯罪への対策（警察本部少年課）

- ・ 児童買春や児童ポルノを始めとした、少年の福祉を害する犯罪であるいわゆる福祉犯罪の取締りを進めます。

(4) 犯罪被害に遭った子どもへの対応（くらし安全推進課、警察本部少年課、警察本部警務課）

- ・ 臨床心理士の資格を有する職員によるカウンセリングを実施するなど、被害少年への立ち直り支援を行います。
- ・ 性犯罪・性暴力被害者に対しては、警察や「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談、カウンセリング、医療支援などを行います。
- ・ 被害が潜在化しないよう、相談窓口の広報啓発を強化するとともに、性犯罪・性暴力の予防や対処のため、県内の高校生等を対象とした、「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を開催します。

(5) 相談体制の充実（児童家庭課、教育庁児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 「子ども家庭110番」において、専門の電話相談員がいじめや児童虐待、子育ての不安など、子どもにかかわる様々な相談に応じます。
- ・ 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。
- ・ 「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話やFAX、メール、中高生SNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	各市町村の設置する児童虐待防止ネットワークの要保護児童対策地域協議会への移行、及び同ネットワークや協議会の機能強化を図るため、専門的な人材の確保が困難な市町村にアドバイザーを派遣する。 (児童家庭課)
里親委託推進事業	里親制度に関する理解を深め、里親委託へ繋げるために、制度説明会等を開催し里親登録者数の増加を図るとともに、相談援助や交流推進、資質向上のための研修等を実施する。 また、里親委託前に子どもとの関係調整のために実施する面会や外泊などに要する生活費や旅費を補助し、里親委託の推進を図る。 (児童家庭課)
福祉犯罪の取締り	児童ポルノを始め、少年の福祉を害する犯罪（福祉犯罪）への取締りを行う。 (警察本部少年課)
被害児童へのカウンセリング活動	少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員による被害児童へのカウンセリングを行う。 (警察本部少年課)
24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、様々な悩みを児童生徒・保護者・教職員等が、いつでも相談できるよう夜間・休日を含め24時間対応可能な電話相談を実施する。 (子どもと親のサポートセンター)

Ⅲの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

基本目標5 世界を舞台に活躍する能力の育成

基本方策⑬ 世界を舞台に活躍する能力の育成

【現状と課題】

社会経済のグローバル化により、人、物、情報の国際的移動が活性化し、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっています。

今後、グローバル化の一層の進展が見込まれる中、子どもたちが、郷土や国を愛する心や誇りを持ちながら、言語や文化が異なる人々と協働し、自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために、必要な力を育成していくことが重要です。

また、これからの厳しい国際競争に勝ち抜き、我が国が持続的に発展していくためには、イノベーションの担い手となる科学技術人材や若手起業家の育成に向けた教育を推進していく必要があります。

さらに、気候変動や資源の枯渇など、様々な問題を世界が抱える中、持続可能な社会の創り手を育む教育が求められています。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
生徒の卒業段階における英語力 （中学生：CEFR ⁴⁴ A1 レベル、高校生：CEFR A2 レベル）	中学校 52.0% 高等学校 42.0% （R3 年度）	中学校 60.0%以上 高等学校 60.0%以上

【主な施策の方向性】

（1）外国語教育の充実（教育庁学習指導課）

- ・ 外国語教育を充実させ、小・中・高等学校を通じた系統性のある英語教育で、コミュニケーション能力等を確実に養い、グローバル化に対応した人材を育成します。

⁴⁴ CEFR（セフアール）：Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）の略で、言語能力を評価する国際指標。語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会が発表したもの。A1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階の共通参照レベルが示されており、このうちA1レベルは実用英語技能検定の3級程度、A2レベルは準2級程度に相当する。

- ・ 外国語担当教員の指導力や英語力向上を図る研修、外国語指導助手（ALT）等の人材配置の充実に努めるなど、授業の質を向上させることで、児童生徒の英語力や学ぶ意欲の向上を図ります。

（2）多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成（国際課、県民生活課、教育庁教育政策課）

- ・ 日本人としての自覚とアイデンティティの確立、異文化理解を重視した教育活動の推進を図ります。
- ・ 姉妹校交流や海外留学に関する支援、短期海外派遣等の事業を充実させ、社会のグローバル化に対応し、国際社会における日本の役割を意識しながら、世界で活躍することのできる人材の育成を目指します。

（3）郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進（文化振興課、教育庁文化財課）

- ・ 次の世代を担う子ども・若者の豊かな感性と郷土への愛着を育むため、子ども・若者が文化芸術活動や郷土の歴史・伝統を学ぶ機会や、文化芸術活動を行う機会を充実させます。
- ・ 美術館・博物館と連携し、県内の文化財を活用した、出張授業やオンライン講座、創作体験など、芸術や郷土の宝に触れる機会を充実させます。

（4）理数系教育の充実（教育庁学習指導課）

- ・ 高校生を対象に科学の甲子園千葉県大会を、中学生を対象に科学の甲子園ジュニア千葉県大会を開催し、未知の分野に挑戦する探究心や創造性に優れた人材を育成していきます。
- ・ 先進的な理数系教育活動を行う高校を、SSH（スーパー・サイエンス・ハイスクール）⁴⁵の研究校として指定し、生徒の科学や社会課題に対する興味・関心と知的探究心の向上を図ります。

⁴⁵ SSH（スーパー・サイエンス・ハイスクール）：文部科学省が、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する事業。

(5) 起業家精神を有する人材の育成（教育庁教育政策課）

- ・ 「県立高校改革推進プラン第1次実施プログラム」に基づき、予測困難な時代の中で新たな価値を創造できる人材の育成に向け、県内高等学校に起業家育成に関するコースを設置し、生徒の柔軟な発想力を育てます。
- ・ 企業、商工会議所、大学等との連携により、起業家養成講座を開催するなど充実した起業家育成教育の展開を図ります。

(6) ESD教育⁴⁶の推進（教育庁生涯学習課）

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクール⁴⁷への加盟を支援するとともに、県内の優れた取組について情報提供を行います。

⁴⁶ ESD教育：Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。気候変動や生物多様性の喪失など、人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

⁴⁷ ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流して、環境教育や国際理解教育などの活動を実践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会において、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
グローバル化に対応した英語教育の充実事業	ICTや「外国語指導助手（ALT）」等を効果的に活用させることで、児童生徒がコミュニケーションすることを楽しみ、自分の考え等を主体的に発信する力を付ける言語活動を充実させる。 (教育庁学習指導課)
国際教育交流推進事業	グローバル人材の育成に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目的に、友好交流協定を締結した桃園市等への県内の高校生と教職員等を派遣や、県内の高校生が日本にいる外国人留学生と対面でディスカッション等を行う場の提供など、国際交流の機会を増やす。 (教育庁教育政策課)
伝統芸能・洋楽〜ふれあい体験事業	小・中学校の児童生徒を対象に、日本の伝統芸能の楽器の演奏体験と鑑賞の機会を提供することにより、邦楽理解の向上と伝統的音楽文化の普及・振興を目指す。 また、邦楽における後継者育成に寄与することを目指す。 (文化振興課)
スーパーサイエンスハイスクール（SSH）	文部科学省の指定を受け、高等学校における先進的な科学技術・理科・数学教育を通じて、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い将来の国際的な科学技術系人材の育成を図るため理数教育を推進する。 (教育庁学習指導課)
県立高等学校における起業家育成に関するコースの設置	Society5.0時代の到来を踏まえ、予測困難な時代の中で、新たな価値を創造できる起業家精神を有する人材を育成するため、県立高等学校において、起業家育成に関するコースを設置する。 (教育庁教育政策課)
ユネスコ加盟への支援	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援するとともに、県内の優れた取組について情報提供を行う。 (教育庁生涯学習課)

Ⅲの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

基本目標 6 若者の新たな挑戦の応援

基本方策⑭ 若者の新たな挑戦の応援

【現状と課題】

予測困難な時代においても、子ども・若者が未来を切り拓いていけるよう、夢や目標への挑戦を応援し、個々の能力や可能性を最大限に伸ばすための取組が必要です。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会には、93名もの本県ゆかりのアスリートが出場しました。本県にゆかりのある選手が日本や世界の「ひのき舞台」で活躍することは、県民に大きな感動や勇気、希望、誇りを与えるものです。未来のアスリートを育成するためには、国際大会や国体等で活躍できる選手の発掘や育成強化等、競技力向上を推進していく必要があります。

また、若者の文化芸術活動は、既成の概念にとらわれることなく、新しい価値を創造する可能性を秘めています。そうした若者自身による文化芸術活動を促進するためには、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し自己表現できる機会の提供などの施策が求められます。

さらに、ものづくり分野や農林水産業においては、次世代を担う人材の育成・確保が急務となっており、これらの産業への新規就業を希望する若者を育成・支援するための取組を推進していく必要があります。

加えて、若者の新たな発想による起業・創業を促進し、優秀な起業家を育成するためには、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまでの一貫した支援が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による働き方等のライフスタイルの変化を契機として、若者の移住・定住に対する関心が高まっていることから、千葉で実現できる様々なライフスタイルを積極的に発信していくとともに、人々が住み・働き続けていけるよう雇用の場を創出し、地域での定住につなげていくことも必要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
国体入賞	天皇杯 7位入賞 皇后杯 10位	天皇杯上位入賞 皇后杯入賞
新規就農者数	377人 (令和3年度)	450人

【主な施策の方向性】

（1）次世代競技者の育成（競技スポーツ振興課）

- ・ ジュニア層を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行い、未来のアスリートの発掘・育成・強化や指導者の育成・資質向上を図るとともに地域に根ざした競技振興を目指します。

（2）次世代芸術家の応援（文化振興課）

- ・ 若者自身による文化芸術活動の促進を図るため、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供します。

（3）様々な分野で担い手となる若者の応援（自然保護課、産業人材課、担い手支援課、水産課）

- ・ 新規就農者の定着促進を図るため、国の就農資金の交付、新規就農者向け補助金の活用促進、栽培技術と経営能力の向上のための各種セミナーの開催を行います。
- ・ 次代を担う農業者を育成するため、県立農業大学校における教育・研修の充実を図ります。
- ・ 漁業体験や漁業技術研修の実施により、漁業への新規就業を希望する若者を支援します。
- ・ 国の創設した「ものづくりマイスター制度⁴⁸」を活用し、若年技能者に実技指導を行うことで、若年技能者のスキルアップを図るとともに、技能伝承や後継者の育成に努めていきます。

⁴⁸ ものづくりマイスター制度：建設業及び製造業における100を超える職種を対象に、高度な技術をもった「ものづくりマイスター」が技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、中小企業や学校において広く実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うもの。

- ・ 狩猟に興味のある若者を対象に、先輩ハンターとの交流やワークショップを通じて、狩猟を始める機会を提供します。

(4) 起業・創業を目指す若者の応援（経営支援課）

- ・ 若者の新たな発想による起業・創業の機運醸成・啓発を促進するとともに、優秀な起業家を育成していくため、ちば起業家応援事業においてビジネスプランコンペティションや交流会等を開催し、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまで一貫した支援を行います。

(5) 若者の移住・定住・二地域居住の応援（地域づくり課、雇用労働課）

- ・ 市町村や関係団体と連携を図りながら、地域の魅力や移住関連情報、地域に居住することで実現できるライフスタイル、二地域居住をはじめとする新たな暮らし方などを広く発信し、市町村等が行う移住・定住・二地域居住促進のための取組を支援します。
- ・ 千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進するため、県内の仕事や暮らしに関する情報を一元的に収集・提供し、県内企業への就労を支援します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
ちばジュニア強化事業	ジュニア層（原則小学生～高校生）を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行うために必要となる経費を補助する。 (競技スポーツ振興課)
若者の文化芸術活動育成支援事業	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する気運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。 (文化振興課)
就農準備資金・経営開始資金	青年の就労意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（国内で最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長3年間）の所得を確保する資金を交付する。 (担い手支援課)
若年技能者人材育成事業（ものづくりマイスター制度）	建設業及び製造業における100を超える職種を対象に、高度な技術をもった「ものづくりマイスター」が技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、中小企業や学校において広く実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行う。 (産業人材課)
ちば起業家応援事業	起業家の発掘、育成を図ることを目的に、起業の動機付けから人脈づくり、企業に関する相談、専門家派遣まで一貫した支援を行う。 (経営支援課)
移住・定住促進事業	地域の魅力やテレワーク環境、移住支援制度などの移住関連情報や二地域居住等の様々なライフスタイルなど幅広く発信する。 (地域づくり課)

Ⅳの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 7 地域社会の連携の強化

基本方策⑮ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・確保・支援

【現状と課題】

子ども・若者が抱える問題の多様化・複雑化に対処していくためには、教職員の資質向上や学校における相談窓口の整備・強化とともに、医療、保健、福祉など、子ども・若者の成長に関わる様々な専門分野の担い手の養成・確保が必要です。

また、青少年育成団体の担い手である地域のリーダーたちが高齢化する一方で、若年層の減少や団体の認知度の低さなどにより後継者の不足が課題となっていることから、こうした地域の様々な担い手を養成・確保していくことも重要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
【再掲】 スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の年間配置時間総数	SC 116,882 時間 SSW 27,235 時間 （令和3年度）	増加を目指します
青少年相談員の定員に対する充足率	94.3% （令和4年4月1日）	100%

【主な施策の方向性】

（1）教職員の質・教育力の向上（教育庁学習指導課）

- 「千葉県教職員研修体系」に基づき、教職員研修について、研修の内容や実施方法など、毎年度見直しを図り、より実践的かつ効果的な研修を実施することで教職員の質・教育力の向上を図ります。

（2）学校における相談体制の整備（教育庁児童生徒安全課）

- 様々な課題を抱える子どもとその家族に早期に対応できるよう、各学校と教育事務所等にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実を図ります。

(3) 医療・保健関係専門職の養成・確保（医療整備課）

- ・ 医師修学資金貸付制度などの活用により、小児科医を含む医師の確保を図ります。
- ・ 看護師等養成所の運営費の助成や看護学生に対する修学資金の貸付け、県ナースセンターでの無料職業紹介等の復職支援等を実施し、看護職員の養成・確保に努めます。

(4) 児童福祉に関する専門職の確保・育成（児童家庭課）

- ・ 児童相談所や関係機関における対応力を高めるため、計画的に人員を確保するとともに、法定研修を含め外部研修機関における研修の受講機会を確保し、各職員がそれぞれの役割を適切に果たすために必要な研修を受講できるよう、研修計画を見直し、専門性の強化やフォローアップを図ります。

(5) 少年補導に関する担い手の養成・確保（警察本部少年課）

- ・ 少年補導専門員の適正な職員数及び優秀な人材の確保に努めます。
- ・ 外部講師による研修を実施するなど、職員の知識・技術の向上に努めます。

(6) 青少年育成活動の担い手の確保・育成（県民生活課）

- ・ 青少年健全育成に従事する担い手の確保や資質向上に努めます。
- ・ 市町村や青少年育成団体等が実施する担い手育成研修等の開催を支援します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
教職員の研修事業	教職員の資質能力の向上や学校経営改善のための研修事業等の総合的な計画を策定し、実施する。 (教育庁学習指導課)
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 (教育庁児童生徒安全課)
医師修学資金貸付制度	安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。 (医療整備課)
児童相談所専門機能強化事業	児童相談所の専門機能を強化するため、児童相談所職員に対して各種研修を実施するほか、児童精神科医や臨床心理士等の専門家から協力・助言を得るとともに、各児童相談所に弁護士を配置する。 (児童家庭課)
少年補導専門員の研修	少年補導専門員の知識・技術の向上を図るため、外部講師を招き、研修を実施する。 (警察本部少年課)
青少年指導者育成事業	青少年育成の担い手のスキルの向上を目的として、市町村や青少年関係団体が開催する研修会に、市町村等からの要請に応じて講師のコーディネートや派遣を行う。 (県民生活課)

第1章

第2章

第3章

Iの柱

IIの柱

IIIの柱

IVの柱

第4章

Ⅳの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 7 地域社会の連携の強化

基本方策⑯ 多様な主体による取組の推進と連携

【現状と課題】

青少年の健全な育成に向けては、現在、青少年相談員⁴⁹や青少年補導員などの「制度ボランティア」、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体などが担っています。

少子化、核家族化などにより、地域における人と人のつながりが薄れてきている中、家庭や地域の機能を補完するためには、青少年育成団体等の体験活動をはじめとする多様な活動を支援する必要があります。

また、多様化・複雑化する青少年問題に対応するためには、青少年の育成に携わる県・市町村及び民間団体など、多様な主体との連携を強化することが重要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
青少年相談員が地域において実施する取組への青少年の参加者数	32,031人 （令和3年度）	16万人以上

【主な施策の方向性】

（1）青少年相談員活動の充実（県民生活課）

- ・ 市町村や関係団体と連携して、地域における青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。
- ・ 青少年相談員の資質及び活動意欲の向上を図るため、地域ごとや県全体で実施する研修の充実を図ります。

⁴⁹ 青少年相談員：地域社会における青少年健全育成の積極的な推進をはかるため、3,869人（令和4年11月1日現在）が委嘱されており、スポーツや野外活動を通じた青少年のための体験学習等の企画・運営等を行っている。

(2) 市町村・民間関係団体等との連携（県民生活課、教育庁生涯学習課）

- ・ 県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有し、青少年育成団体による多様な活動を推進します。
- ・ 多様化・複雑化する青少年問題に対応するため、支援に携わる国・県・市町村及び民間団体で構成する「子ども・若者支援協議会」において、支援策の検討や意見交換などを行います。
- ・ 青少年育成を目的とする社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年相談員設置事業	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。 (県民生活課)
子ども・若者支援協議会	青少年の支援に携わる国・県・市町村及び民間団体で構成される千葉県子ども・若者支援協議会において、情報交換及び意見交換を行い、相互連携を推進する。 (県民生活課)

Ⅳの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標7 地域社会の連携の強化

基本方策⑰ 家庭・学校・地域の連携

【現状と課題】

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られます。

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っていることから全ての子どもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びを支援するとともに、家庭と地域のつながりを築き、強固なものにすることなどにより家庭の教育力を高めていく必要があります。

また、地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供を通じて、子ども・若者の健やかな成長に重要な役割を有していることから、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが連携・協働して、子どもたちの多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められます。

加えて、地域コミュニティの拠点でもある学校は、地域と目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が求められます。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	17.8% （令和4年度）	全国平均以上を 目指します

【主な施策の方向性】

（1）家庭教育への支援（児童家庭課、教育庁生涯学習課）

- ・ 保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信など、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。
- ・ 子育て中の保護者を孤立させることのないよう、家庭教育支援に必要な人材の育成を図るとともに、企業やNPOなど様々な主体の参画を促進し、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めます。
- ・ 家庭教育が困難な状況にある保護者に対するアウトリーチ型家庭教育支援など、

行政機関、学校、地域などが連携して、チームとして相談体制の充実を図ります。

(2) 地域とともにある学校づくり（教育庁教育政策課、教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課、教育庁保健体育課）

- ・ 地域人材の参画により、子どもたちの多様な学びや体験を支援する地域学校協働活動を推進し、地域における教育の質の向上を図ります。
- ・ 「地域学校協働本部」を設置し、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を中心として、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指します。
- ・ 学校と地域住民や保護者等が、学校に必要な支援等について協議するなどして目標を共有し、力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入により、地域とともにある学校づくりを目指します。
- ・ 全ての子どもを対象とした、安心・安全な活動拠点（居場所）をつくるため、地域の人々の参画を得て、放課後や土曜日等に余裕教室等を活用し、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行う、放課後子供教室の取組を推進します。
- ・ 地域連携アクティブスクール⁵⁰において、学校と地域が協働することで、学び直しや実践的なキャリア教育など、生徒の成長を支える指導の充実を図ります。
- ・ 少子化の進行による部活動の小規模化や教員の業務負担などの課題が指摘されている学校部活動について、国の部活動の地域移行に関するガイドラインを踏まえ、受け皿となるスポーツ・文化芸術団体等の整備充実などの支援を推進し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保します。

⁵⁰ 地域連携アクティブスクール：中学校で十分力を発揮できなかったものの、高校で頑張る意欲を持つ生徒に、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てる学校

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
家庭教育支援事業	<p>家庭教育の充実を図るための推進委員会の開催、企業での家庭教育講座の開催、家庭教育相談の担当者を対象とした研修会等を実施する。</p> <p>また、リーフレットやウェブサイトを活用し、保護者への情報発信等を行う。</p> <p>さらに、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、市町村が設置する「家庭教育支援チーム」の運営費に対して助成する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>
コミュニティ・スクール設置推進事業	<p>教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任を持って学校運営に参画できる「学校運営協議会」の設置を推進し、学校と地域・保護者等が力を合わせ、互いに信頼し合い、子どもたちの成長を支え、地域とともにある学校づくり、地域コミュニティづくりに取り組む。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>

IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 8 社会環境の整備

基本方策⑩ 子ども・若者を守る環境の整備

【現状と課題】

子ども・若者が良好な環境の中で成長していくためには、健全な育成を阻害するおそれのあるものから青少年を保護するとともに、深夜はいかい等の犯罪被害や非行を誘発するおそれのある行為について、未然に防止することが必要です。

また、県内の刑法犯認知件数⁵¹は減少傾向にありますが、子どもが被害者となる事件は後を絶ちません。県内の交通事故は、発生件数・負傷者数とも減少傾向にありますが、令和3年中における交通事故発生件数は13,534件に上り、交通事故死者数は121人で全国ワースト4位となるなど、依然として交通事故の発生が多い状況にあります。

犯罪や交通事故を防止し、安心して暮らすためには、警察に頼るだけでなく、県・市町村、事業者、県民等が協働して地域の安全対策を講じ、犯罪や交通事故の機会を減らすための施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
児童生徒の登下校時における交通事故死傷者数	死傷者数 636 人 （令和3年）	死亡者をなくし、負傷者は減少を目指します。

【主な施策の方向性】

（1）子ども・若者にとって有害な環境の浄化（県民生活課）

- 千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、子ども・若者にとって良好な環境の整備に努めます。
- 青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。

⁵¹ 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数。

(2) 自主防犯意識の向上と防犯対策の推進（くらし安全推進課、警察本部生活安全総務課）

- ・ 身近で発生する犯罪の抑止に向け、県民・事業者・市町村等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。
- ・ 地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうため、子どもや地域の安全を守る「プラス防犯⁵²」の取組を推進します。
- ・ 市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置など、地域の実情に即した防犯施策への支援を行います。

(3) 交通安全対策の推進（くらし安全推進課、教育庁児童生徒安全課、警察本部交通総務課）

- ・ 「千葉県交通安全条例」に基づき、通学路における見守りなどの交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備し、支援します。
- ・ 歩行者による横断歩道や道路の横断中の交通事故抑止のため、ゼブラ・ストップ活動の周知とその推進を図ります。
- ・ 自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発や、自転車損害賠償保険等の加入促進など、自転車の安全利用に向けた広報啓発活動を推進します。
- ・ 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、飲酒運転のない、子ども・若者も安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、飲酒運転を「しない、させない、許さない」環境づくりを推進します。
- ・ 交通安全教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、拠点校を中心とした学校間での連携を図るとともに、学校と地域が連携し、通学路安全確保の体制等の一層の充実に取り組みます。

⁵² プラス防犯：買い物や犬の散歩時など、日々の生活に防犯の視点をプラスして周囲に目を配りながら地域の安全を守る活動。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年の社会環境づくり事業	青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施や有害図書や有害玩具の指定などにより、青少年に有害な環境の浄化に努める。 (県民生活課)
防犯ボランティア活動促進事業	地域の防犯力向上に大きな役割を担っている自主防犯団体の活動を継続、発展させていくため、防犯ボランティア団体の活動を支援する。 (くらし安全推進課)
通学路安全推進事業	地域全体での通学路の安全確保を図るため、モデル地域を設定し、モデル地域の市町村教育委員会及び県立学校が中心となって、モデル地域内の学校や関係機関が連携を図り、通学路の安全対策及び安全教育の実践を積み重ねていく。また、モデル地域の実践を通じて得られた成果等については、研修会における実践発表や県教育委員会ホームページ上での公表等を通じて、県内の他地域にも普及させることで、全ての地域において通学路の学校安全推進体制を構築する。 (教育庁児童生徒安全課)

第1章

第2章

第3章

Iの柱

IIの柱

IIIの柱

IVの柱

第4章

IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 8 社会環境の整備

基本方策⑱ 情報社会への対応

【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）によると、スマートフォンの所有率は、小学生 53.4%、中学生 80.8%、高校生 98.7%と、増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しています。スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、「リベンジポルノ⁵³」や「自画撮り被害⁵⁴」なども問題となっています。

そのため、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切かつ効果的に活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
小中学生の保護者向けにインターネット適正利用啓発講演を実施している市町村数	19 市町村 (R3 年度)	54 市町村

⁵³ リベンジポルノ：嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネットで公開すること。「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（通称：リベンジポルノ防止法）」により規制されている。

⁵⁴ 自画撮り被害：だまされたり、脅されたりして、自分の裸の画像等を撮影させられたうえ、メール等で送られる被害。

【主な施策の方向性】**(1) スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進**（県民生活課、警察本部少年課）

- ・ インターネットに起因するいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、SNS等インターネットを巡回し、問題のある投稿の早期発見、早期対応に努めるネットパトロール⁵⁵を行います。
- ・ ネットパトロール等により、問題のある書き込みが発見された際には、関係機関と連携しながら、速やかな対応を図ります。

(2) インターネット適正利用に向けた広報啓発（県民生活課、くらし安全推進課、警察本部サイバー犯罪対策課、警察本部少年課）

- ・ ネットパトロールで把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、市町村や学校等と連携し、児童生徒、保護者、学校関係者を対象にしたインターネットの適正利用に関する啓発を推進します。
- ・ 子どもや若者が、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高め、インターネット関連の契約トラブル等に巻き込まれないよう消費者教育を推進します。

(3) 情報教育の推進（教育庁学習指導課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 子ども・若者がインターネット等の情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用できる能力（情報リテラシー）や、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）を身につけるための取組を進めます。
- ・ 情報機器の使用による健康との関わりを理解し、情報機器の使用時間や頻度を自己管理するための取組を進め、いわゆるネット依存等の未然防止を図ります。

⁵⁵ ネットパトロール：県内の全ての中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等を対象とし、インターネット上のSNS等における問題のある書き込みを監視し、削除等の指導を行う。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年ネット被害防止対策事業	<p>インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から青少年を守るため、県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等を対象に、問題のある書き込みの監視（ネットパトロール）を実施する。</p> <p>また、フィルタリングの利用などインターネットの適正利用に係る普及啓発を行うため、学校や関係機関の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とした講演を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>
サイバー犯罪対策の推進	<p>県内の学校等教育機関を対象としたネット安全教室を開催し、インターネットを利用する上での規範意識の向上や、情報セキュリティ対策に関する知識の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部サイバー犯罪対策課）</p>
情報教育の充実	<p>学校から安全にインターネットに接続できる環境を整備し、提供しているサービスの充実を図る。また、コンピュータを利用した授業のあり方について研究を進め、情報教育を推進する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>

Ⅳの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 8 社会環境の整備

基本方策⑳ 子どもを育てる環境の整備

【現状と課題】

県民の子育ての希望を実現し、子どもたちの成長を支えるためには、子育てに対する不安や負担を解消し、誰もが安心して育てられる環境を作ることが重要です。

このため、子育て世代に重くのしかかっている教育費や医療費などの経済的負担を軽減するための支援が必要です。

また、男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、子どもを安心して育てやすい社会を構築するためには、企業や働く人々の意識啓発や育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを促進するとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所整備等の促進や多様な子育て支援サービスの充実、さらには保育人材の確保・定着が必要です。

加えて、企業などの民間の力を積極的に活用し、地域全体での子育てを支援する体制整備を進めていく必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
地域子育て支援拠点の数	346 か所 (令和4年3月31日)	362 か所以上を 目指します
保育所等の待機児童数	250 人 (令和4年4月1日)	0 人

【主な施策の方向性】

(1) 健康で安心な子育て環境づくりと経済的負担の軽減（児童家庭課、医療整備課）

- ・ 母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援します。
- ・ 子どもの急病患者を受け入れるため、小児救急医療体制の整備を図るとともに、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、看護師や小児科医師が保護者等からの電話相談を行い、症状に応じた助言を行います。
- ・ 子どもの急病時の対応について、ガイドブック等を作成し、母子手帳交付時に

保護者へ配付します。また、保護者を対象に、子どもの急病時の対応について講習会を行います。

- ・ 子育てに係る保護者の経済的負担の軽減等のため、医療費助成に県と市町村が一体となって取り組むとともに、幼児教育の機会を保障するため、幼児教育・保育の無償化を実施します。

(2) 働きながら生み育てやすい環境づくり（雇用労働課）

- ・ 男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心して子どもを生み育てやすい社会を構築するため、企業や働く人々の意識改革や、育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図ります。
- ・ 結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

(3) 男女が協力して子育てできる環境づくり（男女共同参画課）

- ・ 共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及啓発を行います。
- ・ 男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

(4) 待機児童解消に向けた保育所整備等の推進（子育て支援課）

- ・ 県内の待機児童数の解消を目指して、保育所を整備する事業者に対して、国の交付金の他に県独自の整備促進費を上乗せ補助することにより、県内の保育所整備を促進します。

また、地域の実情に応じた保育需要に対応するため、小規模保育や家庭的保育等を支援することなどにより、待機児童対策の推進を図ります。

(5) 保育人材の確保と資質の向上（子育て支援課）

- ・ 保育現場で働く人材を確保するため、県内保育所等への就職を促進するとともに、民間保育所等における保育士の処遇改善や基準を上回る職員の配置を促進します。
- ・ 保育の質の維持向上に向けて、保育士の経験年数や各施設の状況に応じた研修等を実施し、保育士等の資質向上に取り組むとともに、安心して働ける環境づく

りを進めます。

(6) 多様な子育てサービスの充実（子育て支援課、教育庁生涯学習課）

- ・ 就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに応じ、延長保育や病児保育、医療的ケア児の受入れ、一時預かり、休日保育など地域における多様な子育て支援サービスを推進します。
- ・ 市町村が実施する、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供をする地域子育て支援拠点事業の支援を行います。
- ・ 市町村が実施する、共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る放課後児童健全育成事業の支援を行います。
- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」とを一体的に又は連携して実施することにより、児童の放課後対策の充実を図ります。

(7) 企業参画型子育て支援の推進（子育て支援課）

- ・ 子育て支援の担い手として、小売業やサービス業などの企業や商店にも積極的に参加していただく「企業参画型子育て支援事業」の推進により、子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、県民全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
子育て世代包括支援センター支援事業	子育て世代包括支援センターの職員（保健師等の専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施する。 (児童家庭課)
ちばの「新しい働き方」推進事業	中小企業等における長時間労働の是正や働きやすい職場環境の整備、各自のライフスタイルに合わせた新しい働き方の普及のため、アドバイザーの派遣やセミナー等を通じて、県内中小企業等の働き方改革に向けた取組及びテレワークの導入・定着を支援する。 (雇用労働課)
千葉県男女共同参画推進事業所表彰	労働の場における男女共同参画の取組を促進するため、女性の採用・登用・職域拡大や、職業生活と家庭生活の両立支援等に積極的に取り組んでいる事業所を募集し、表彰する。 (男女共同参画課)
保育所整備促進事業	待機児童の早期解消を図るとともに、労務単価の上昇による工事費の高騰に対応するため、国の補助制度等に県単独で上乘せを行い、保育所の施設整備を促進する。 (子育て支援課)
千葉県保育士処遇改善事業	保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士の処遇（給与）改善を実施する。 (子育て支援課)
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。 (子育て支援課)
子育て応援！チーパス事業	事業者の協賛により、子育て家庭が各種割引等のサービスを受けられる優待カード「チーパス」の利用促進を図る。 (子育て支援課)